

JIS

色に関する用語

JIS Z 8105 : 2000

平成 12 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS Z 8105 : 1982は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和36.2.1 改正：平成 12.5.20

官 報 公 示：平成12.5.22

原案作成協力者：日本色彩学会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 基本部会（部会長 今井 秀孝）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部 管理システム規格課 [☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

色に関する用語

Z 8105 : 2000

Glossary of colour terms

序文 この規格は、1987年に第1版として発行されたIEC 60050-845, International Electrotechnical Vocabulary, Chapter 845 : Lightingを基に作成されたJIS Z 8113の対応する部分を引用し、JIS Z 8113に規定されていない規定項目を追加し、作成した日本工業規格である。

なお、この規格でJIS Z 8113及びIEC 60050-845から引用した用語には、対応する用語番号を参考に示した。

- 1. 適用範囲** この規格は、色に関する主な用語(以下、用語という。)及び、その定義について規定する。
- 2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。引用規格は、その最新版を適用する。

JIS Z 8113 照明用語

- 3. 分類** この規格において用語を次のように分類する。

- a) 主に測光及び材料の光学特性に関する用語
- b) 主に測色に関する用語
- c) 主に視覚に関する用語

- 4. 用語及び定義** 用語及び定義は、次による。

備考1. 二つ以上の用語を並べた場合は、その順位によって優先使用する。

- 2.** 用語につけた括弧の用い方は、次による。

なお、定義欄に出てくる用語に付けた括弧の用い方も、これを準用する。

- a) ()内の部分は、省いてもよい。

- b) ()内の漢字は、常用漢字にないため仮名書きにした用字について、意味が分かりにくいときに元の漢字を示す。

- c) []内の部分は、説明又は注記若しくは単位を示す。

- 3.** 読みにくい用語は、その読み方を()内に示す。

- 4.** 参考のためにIEC 60050-845用語番号及びJIS Z 8113用語番号を示す。ここで、括弧の用い方は、次による。

- a) ()内の番号は、JIS Z 8113用語番号を示す。

- b) []内のIEC 60050-845用語番号は、定義中の注に示された用語の引用であることを示す。

- 5.** 参考のために対応外国語を示す。英語と米語に区別がある場合はそれを示すが、英語colourと米語colorについては、colo(u)rと略記する。ここで、括弧の用い方は、次による。

- a) ()内の部分は、省いてもよい。

- b) []内の部分は、説明又は注記を示す。